（指定自立支援医療機関の指定の申請）

第五十七条　法第五十九条第一項の規定に基づき指定自立支援医療機関の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該病院又は診療所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一～九　（略）

（削る）

十　（略）

2　法第五十九条第一項の規定に基づき指定自立支援医療機関の指定を受けようとする薬局の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該薬局の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一～六　（略）

（削る）

七　（略）

3　法第五十九条第一項の規定に基づき指定自立支援医療機関の指定を受けようとする指定訪問看護事業者等（令第三十六条第一号及び第二号に掲げる事業者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該申請に係る訪問看護ステーション等（指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業（健康保険法第八十八条第一項に規定する訪問看護事業をいう。）又は訪問看護（介護保険法第八条第四項に規定する訪問看護をいう。以下この条において同じ。）に係る居宅サービス事業（同条第一項に規定する居宅サービス事業をいう。）若しくは介護予防訪問看護（同法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護をいう。以下この条において同じ。）に係る介護予防サービス事業（同条第一項に規定する介護予防サービス事業をいう。）を行う事業所をいう。以下同じ。）の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一～六　（略）

（削る）

七　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十年十月一日から施行する。

（介護保険法施行規則の一部改正）

2　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
（指定短期入所生活介護事業者に係る指定の申請等）	（指定短期入所生活介護事業者に係る指定の申請等）
第百二十一条　（略）	**第百二十一条**　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）
5　（略）	5　第一項及び第三項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項の規定に基づき第百三十条の四第三号に定める種類の障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に当該都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。
一～四　（略）	一～四　（略）
五　障害者総合支援法施行規則第三十四条の十一第一項第十二号　第一項第十二号	五　障害者総合支援法施行規則第三十四条の十一第一項第十三号　第一項第十二号

（傍線部分は改正部分）